

1 5 学校いじめ防止基本方針

(1) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等は、全ての学校・教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底して取り組むべき重要な課題である。いじめをなくすため、まずは、日頃から個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童生徒理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要である。すべての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- ④ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）より

【定 義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。

いじめ防止対策推進法（平成 1 8 年度）からの変更点

- 行為の継続性や反復性は関係なく、1 回限りでも「いじめ」とされる。
- 被害の軽重は関係なく、被害者が心身の苦痛を感じたら「いじめ」とされる。
- 加害者の意図・故意は定義にない。
- 加害者、被害者に強い者、弱い者といった関係はない。

(3) いじめの防止等の対策のための組織

① 構成員

いじめ防止対策推進法第22条(参考)

「学校は当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」

いじめ防止対策推進法第28条①(参考)

「学校の設置者又はその設置する学校は次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【生徒指導委員会】

校長、教頭、教務、生徒指導担当、養護教諭、学級担任等からなるいじめ防止等の対策のための「生徒指導委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

【職員定例会(子どもを見つめる会)での情報交換及び共通理解】

週に一度、全教職員で児童について、学級集団の現状や児童理解のための時間を持つ。

② 組織の役割

- ア いじめに関する情報の収集及び共有
- イ いじめ事実の確認、対策案の検討
- ウ いじめを受けた児童への支援・保護者との連携及び該当児童への指導、該当保護者への対応
- エ 学級への指導体制の強化、支援
- オ 外部組織への協力要請、又は警察への通報
- カ いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析

(4) 未然防止の取組

① 未然防止の取組

- 実態把握に向けての取組
 - ・定期的なアンケートの実施
 - ・個人面談の実施
 - ・見つめる会や悩み相談会の実施
- 児童の主体的な活動の充実
 - ・児童会による取組
 - ・学級活動の取組
- 人権学習、道徳教育の充実(豊かな人権感覚の育成、道徳的実践力の育成)
- 家庭・地域との連携
 - ・いじめ防止基本方針の共有

② 年間計画

取組等の実施時期(会議、校内研修、行事等)

月	主な取組	月	主な取組
4	各教科等年間指導計画作成 生徒指導委員会【毎月】 家庭訪問(全家庭)	10	児童との面談【随時】
5	縦割り班編成及び活動【通年】 子どもを見つめる会【週1回の開催】 人権旬間、人権集会	11	人権旬間、人権集会
6	心のきずなを深める月間 児童との面談【随時】	12	「心のアンケート」実施 冬季休業中の家庭訪問(希望家庭) 2学期の反省(職員会議)
7	1学期の反省(職員会議)	1	児童との面談【随時】
8	夏季休業中の家庭訪問(希望家庭) 保育園への訪問・連絡	2	中学校等の連絡協議会(計3回)
9	運動会(縦割り班活動の取組)	3	職員会議で年間取組の評価・反省